

最高人民法院による知的財産権の懲罰的損害賠償の司法解釈が発表され、 法に依り知的財産権の重大な侵害行為を懲罰する

2021年3月3日、『最高人民法院による知的財産権侵害民事案件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈』（以下は『解釈』と略称する）が公布された。

『解釈』は知的財産権侵害民事案件における懲罰的賠償の適用範囲、故意及び情状重大の認定、算定の基数及び倍数の確定などについて具体的に規定している。『解釈』は裁判基準を明確にすることにより、各階級の法院に懲罰的賠償の正確な適用を指導し、知的財産権に対する重大な侵害行為を懲罰するためのものである。『解釈』の公布は懲罰的損害賠償制度を実行するための重要な措置であり、法院が知的財産権保護を全面的に強化する意欲が示され、科学技術イノベーション及び法的環境の改善にも深刻な意義を持っている。

法释〔2021〕4号

最高人民法院による知的財産権侵害民事案件の審理における 懲罰的損害賠償の適用に関する解釈

（2021年2月7日最高人民法院審判委員会第1831回會議にて可決され、2021年3月3日から施行する）

知的財産権侵害の懲罰的賠償制度を正確に実施し、法に依り知的財産権の重大な侵害行為を懲罰し、知的財産の保護を全面的に強化するために、『中華人民共和國民法典』、『中華人民共和國著作權法』、『中華人民共和國商標法』、『中華人民共和國專利法』、『中華人民共和國反不正競争法』、『中華人民共和國種子法』、『中華人民共和國民事訴訟法』等の関連法律規定に基づき、審判実務を踏まえ、この解釈を制定する。

第一条 原告がその法に依り享有する知的財産権を、被告が故意に侵害したことを主張し、かつ情状が重大

であり、被告に懲罰的賠償責任を負わせる判決を原告が請求した場合、人民法院は法に依り審理して処理しなければならない。

この解釈でいう故意は、商標法第 63 条第 1 項及び反不正競争法第 17 条第 3 項に規定された悪意を含む。

第二条 原告が懲罰的賠償を請求する場合、訴えを提起する時、賠償額、算定方法及び根拠となる事実と理由を明確にしなければならない。

一審の弁論が終結する前、原告が懲罰的賠償の請求を追加した場合、人民法院は許可しなければならない。二審において懲罰的賠償の請求を追加した場合、人民法院は当事者自らの意思の原則に基づいて調停することができ、調停が成立しない場合は、当事者に別途で訴えを提起することを告知する。

第三条 知的財産権侵害の故意を認定する場合、侵害された知的財産権の客体の類型、権利状態及び関連製品の知名度、被告と原告又は利害関係者との間の関係等の要因を考慮しなければならない。

以下の場合、人民法院は被告が知的財産権侵害の故意を有すると初歩的に認定することができる。

- (一) 被告が原告又は利害関係者より通知、警告を受けても、依然として侵害行為をし続けた場合、
- (二) 被告又はその法定代表者、管理人は原告又は利害関係者の法定代表者、管理人、実際の支配者である場合、
- (三) 被告と原告又は利害関係者との間に、労働、労務、協力、許諾、販売代理、代理、代表等の関係を有する上、侵害された知的財産権に触れたことがある場合、
- (四) 被告と原告又は利害関係者との間に、業務上のやり取りがあり、又は契約等の成立のために協議したことがあり、かつ侵害された知的財産権に触れたことがある場合、
- (五) 被告が海賊版、登録商標の模倣行為を実施した場合、
- (六) 故意と認定することができる他の場合。

第四条 知的財産権侵害の情状が重大であることを認定する場合、人民法院は侵害の手段、侵害の回数、侵害行為の継続期間、地域的範囲、規模、結果、侵害者の訴訟中の行為等の要因を総合的に考慮しなければならない。

以下の場合、人民法院は情状が重大であると認定することができる。

- (一) 被告が、権利侵害により、行政処罰を受け、又は法院の裁判で責任を負わされた後、同様又は類似の権利侵害行為を再度した場合、
- (二) 被告が、知的財産権の侵害をキャリアとしている場合、
- (三) 被告が、権利侵害の証拠を偽造し、破壊し、又は隠滅した場合、
- (四) 被告が、保全裁定の履行を拒否した場合、
- (五) 権利侵害による利得が大きく、又は権利者の蒙った損害が大きい場合、
- (六) 権利侵害行為が国家安全、公共利益又は人の健康に危害を加えるおそれがある場合、
- (七) 情状が重大であると認定することができる他の場合。

第五条 人民法院が懲罰的賠償額を確定するとき、各関連法律に従い、原告の実際の損害額、被告の違法所得額又は権利侵害によって得られた利得を算定の基数としなければならない。該基数は、権利侵害の制止のために支払った合理的な支出を含まない。法律に別途規定がある場合、それに従う。

前項でいう実際の損害額、違法所得額、権利侵害によって得られた利得はいずれも算定し難い場合、人民法院は該権利の許諾実施料の倍数を参照して合理的に確定し、それを懲罰的賠償額の算定の基数とすべきである。

人民法院が法に依り、被告に所有の権利侵害関連帳簿、資料の提供を命じたが、被告が正当理由なく提供を拒否し、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は原告の主張及び証拠を参照して懲罰的賠償額の算定の基数を確定することができる。民事訴訟法第 111 条に規定の状況を構成した場合、法に依り法的責任を追及する。

第六条 人民法院が法に依り、懲罰的賠償の倍数を確定するとき、主観的過錯の程度、権利侵害の重大性等の要因を総合的に考慮しなければならない。

同一の権利侵害行為を対象に、行政過料又は刑事罰金がすでに科され、かつ執行が完了したことで、被告が懲罰的賠償責任の減免を主張した場合、人民法院は支持しない。ただし、前文でいう倍数を確定する際には、総合的に考慮してもよい。

第七条 この解釈は 2021 年 3 月 3 日から施行する。最高人民法院が以前に公表した関連司法解釈がこの解釈に一致しない場合、この解釈に準ずる。

最高人民法院は、懲罰的賠償が適用された 知的財産権侵害民事案件の典型判例を 6 件発表した

前書き：3月3日、『最高人民法院による知的財産権侵害民事案件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈』が公布された。『解釈』を正確に理解して適用し、懲罰的賠償制度の正確な実施を確保するため、最高法院は『懲罰的賠償が適用された知的財産権侵害民事案件の典型判例』を発表した。

懲罰的賠償が適用された知的財産権侵害民事案件の典型判例

目次

- 一、広州天賜公司等 vs 安徽紐曼公司等の技術秘密侵害紛争案件『(2019)最高法知民終 562 号、最高人民法院』
- 二、鄂爾多斯公司 vs 米琪公司の商標権侵害紛争案件『(2015)京知民初字第 1677 号、北京知識産権法院』
- 三、小米科技公司等 vs 中山奔騰公司等の商標権侵害及び不正競争紛争案件『(2019)蘇民終 1316 号、江蘇省高級人民法院』
- 四、五糧液公司 vs 徐中華等の商標権侵害紛争案件『(2019)浙 8601 民初 1364 号、杭州鐵路運輸法院。(2020)浙 01 民終 5872 号、浙江省杭州市中級人民法院』
- 五、アディダス vs 阮国強等の商標権侵害紛争案件『(2020)浙 03 民終 161 号、浙江省温州市中級人民法院』
- 六、欧普公司 vs 華昇公司の商標権侵害紛争案件『(2019)粵民再 147 号、広東省高級人民法院』

一、広州天賜公司等 vs 安徽紐曼公司等の技術秘密侵害紛争案件

【基本的事件経緯】


広州天賜公司与九江天賜公司是、華氏、劉氏、安徽紐曼公司、吳氏、胡氏、朱氏、彭氏がその「卡波」の製造技術秘密を侵害したと主張し、広州知的財産権法院に訴訟を提起して、権利侵害の停止、損害賠償と謝罪を請求した。広州知的財産権法院は、被疑権利侵害行為が関連技術秘密の侵害を構成したと認定し、侵害の故意と侵害の情状を考慮し、2.5 倍の懲罰的賠償を適用した。広州天賜公司、九江天賜公司、安徽紐曼公司、華氏、劉氏は一審の判決に不服して最高人民法院に上訴を提起した。最高人民法院は二審において、『被疑権利侵害行為が関連技術秘密の侵害を構成した。一審の判決で権利侵害の賠償額が確定された際、案件関連技術秘密の貢献度への考慮が十分でなかった。懲罰的賠償を確定する際、権利侵害者の主観的悪意の程度と、権利侵害をキャリアとすること、権利侵害の規模、継続期間、挙証妨害行為などの重大な情状が十分に考慮されなかった』と認定して、権利侵害を停止するという一審判決を維持した上、最高の5倍を適用して懲罰的賠償を計算し、安徽紐曼公司在広州天賜公司、九江天賜会社に経済的損失として3000万元、合理的な支出として40万元を賠償し、華氏、劉氏、胡氏、朱氏はそれぞれ500万元、3000万元、100万元、100万元の範囲内で連帯責任を負う、と改めて判決した。

【典型的意義】

中国最高人民法院が判決を下した初の知的財産権侵害の懲罰的賠償案件である。同案件では、被告の主観的悪意、権利侵害をキャリアとすること、挙証妨害行為及び被疑権利侵害行為の継続期間、権利侵害規模等の要素が十分に考慮された上、法定の懲罰的賠償額の最大倍数（5倍）が適用され、賠償額が確定された。知的財産権司法保護を強化しようとする意欲が明確に示された。

二、鄂爾多斯公司 vs 米琪公司的商標權侵害紛争案件

【基本的事件経緯】

2004年2月14日に鄂爾多斯公司是、 という登録商標の専用権を取得した。第25類のマフラー、衣類、手袋等の商品への使用が認められた。2015年6月、鄂爾多斯公司是、米琪公司在Tmallのネットショップの「米琪服飾專門店」で販売されている「カシミヤ」製品に、案件関連商標の顕著な要素である「鄂爾多斯」という中国語文字を目立たせて使用されていることを発見した。鄂爾多斯公司是権利侵害訴訟を提起した。北京知識財産権法院は、米琪公司在被疑権利侵害行為の実施で獲得した利益について、権利侵害製品の販売総数、製品単価及び製品の合理的利益率の3つの積によって確定できる。鄂

爾多斯公司的「鄂爾多斯」シリーズの商標は知名度が高く、「Tmall」店舗の利益率が高く、被疑権利侵害行為の実施で商標権者に与えた損害はより深刻である。米琪公司是、「毛糸、マフラー用糸、カシミヤ」等、服装と緊密な関連がある商品の経営者であるので、関連商標の知名度を知っていたはずである。その自己運営のネットショップで関連商標とほとんど同じ標識を目立たせて使用し、且つ権利侵害期間が長く、主観的な悪意が明らかであり、権利侵害の情状が重大であるので、米琪会社が権利侵害で獲得した利益の2倍で賠償額を確定した」と認定した。

【典型的意義】

人民法院が懲罰的賠償制度を正確に実施し、悪意による商標権侵害行為を厳しく制裁しようとする意欲と決心が十分に示されている案件である。判決文の論理部分において、「主観的悪意」を認定し、懲罰的賠償の「基数」と「倍数」を確定する際に考慮すべき要素が明瞭に述べられている。判決形成の過程を透明にし、判決の説得力を高めている。判決後、双方の当事者が上訴しなかった。良好な社会的な効果が達成された。

三、小米科技公司等 vs 中山奔騰公司等の商標権侵害及び不正競争紛争案件

【基本的事件経緯】

2011年4月、小米科技公司は「小米」という商標を登録した。携帯電話、テレビ電話などの商品への使用が認められた。その後、「MI」「智米」など一連の商標登録を相次いで出願した。小米科技公司、小米通信公司是2010年以来、業界内の国レベルの榮譽を複数獲得した。各メディアは小米科技公司、小米通信公司および小米携帯電話について持続的かつ広範的に宣伝し報道した。

2011年11月、中山奔騰公司是「小米生活」という登録商標を出願し、2015年に登録が許可された。使用が認められた商品は電気調理器具、温水器、圧力鍋などを含む。2018年、「小米生活」という登録商標が「不正な手段による登録を取得した」ことで無効宣告された。また、中山奔騰会社が登録した90件余りの商標のうち、小米科技公司的「小米」「智米」の標識と類似した商標が多だけでなく、「百事可樂 PAPSIPAPNE」「蓋樂世」「威猛先生」などの有名ブランドと同一または類似の商標も多い。

江蘇省高級人民法院は、「ネットショップでの商品に対するコメントの数を商品取引量の認定基準にすることができる。案件に関連した23の店舗の売上高を、権利侵害による獲得した利益金額の計算範囲に入れることができる。また、1. 二審の期間まで、中山奔騰公司等も被疑権利侵害商品を宣伝、販売し


ていたため、権利侵害の悪意が明らかである。2. 中山奔騰公司などは複数のネットショップのプラットフォームと複数の店舗を通して、オンラインで販売し、ウェブサイトで示された権利侵害商品は多様であり、数が多く、権利侵害の規模が大きかった。それらも懲罰的賠償額を確定する際の考慮要素としなければならない。3. 「小米」という商標は著名商標であり、高い知名度、好評度と市場影響力がある。4. 被疑権利侵害商品は上海市市場監督管理局によって不合格製品だと認定され、一部の使用者に被疑権利侵害商品に一定の品質問題があると言われている。中山奔騰公司等が実施した権利侵害行為は、小米科技公司、小米通信公司の良好な名誉を毀損したため、権利侵害により獲得した利益額を賠償基数として、三倍で賠償額を確定し、小米科技公司、小米通信会社が主張した 5000 万元の賠償額を全額支持する」と認定した。

【典型的意義】

該判決では、懲罰的賠償の「悪意」、「情状の深刻性」の認定要件、及び基数と倍数の確定方法が全面的に分析、論述され、被疑権利侵害製品の販売特徴が考慮され、懲罰的賠償の倍数の確定に影響する要素が全面的に分析され、権利侵害の主観的悪意の程度、情状の重大の程度、権利侵害後の結果の深刻の程度に相応する賠償額が確定され、懲罰的賠償制度の適用の手本となり、重大な知的財産権侵害行為を厳しく取り締る方向性が示された。

四、五糧液公司 vs 徐中華等の商標権侵害紛争案件

【基本的事件経緯】

五糧液公司是商標登録者の許可を得て、「」の登録商標を独占的に使用している。徐中華が実際にコントロールしている店舗は、偽造した五糧液白酒を販売したこと、「五糧液」という文字の店舗看板を無断で使用したことで、行政処罰を受けたことがある。徐中華等の関係者が偽造した五糧液などの白酒を販売し、偽造した登録商標商品を販売した罪で、有期懲役などの刑罰が下された。徐中華等が偽造した「五糧液」商品を販売したことで行政処罰と刑事処罰を受けたことを前提として、一、二審法院は権利侵害行為のモデルと継続期間等を考慮した上、徐中華等が侵害行為をキャリアとすることを認定し、2 倍の懲罰的賠償責任を認めた。

【典型的意義】

徐中華は権利侵害行為で行政処罰を受けた後、同じまたは類似の権利侵害行為を再び実施し、その後、人民法院の判決で刑事責任を負った。この状況で、一、二審法院は、被疑権利侵害行為の継続期間等の要因を十分に考慮し、懲罰的賠償の基数と倍数を合理的に確定し、「侵害行為をキャリアとすること」

などのような「重大な情状」を正確に認定し、法律に基づいて知的財産権を侵害する重大な行為を処罰し、知的財産権の権利者の合法的權益を有力に保護したため、模範の意義を持っている。

五、アディダス vs 阮国強等の商標権侵害紛争案件

【基本的事件経緯】

アディダスは「adidas」シリーズの商標権を持っており、且つ知名度も高い。阮国強等が出資して設立した正邦公司是2015年から2017年にかけて、アディダスの「adidas」シリーズの商標権を侵害したアッパー製品が行政部門に3回捜査押収され、行政処罰された。権利侵害製品の数量は累計で17000足余りに達した。アディダスは民事訴訟を提起して、阮国強等に懲罰的賠償判決を適用して、アディダスの経済的損失2641695.89元を賠償すると請求した。





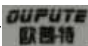

浙江省温州市中级人民法院は、正邦会社の主観的悪意が非常に明らかであり、被疑侵害行為の継続期間が長く、結果が悪く、重大な情状に属すると認定した。当該法院は189元/足の単価を計算の根拠として、アディダスが提供した2017年度の財務諸表に示された50.4%の毛利益率を認め、正邦会社が第3回で押収された6050足の靴底を販売数として計算し、また被疑権利侵害製品はいずれもアッパー製品であり、完成品の靴ではなく、まだ直接に消費分野で用いることができないことを考慮した上、情状酌量で40%減額し、最終的にアディダスの345779.28元の経済的損失額の3倍で、1037337.84元の賠償額を確定した。

【典型的意義】

懲罰的賠償の基数を正確に計算することは、懲罰的賠償制度を適用するための重要な前提である。二審の法院は、権利者が最大限に努力して挙げた証拠を簡単に否定するのではなく、優位証拠基準を遵守し、懲罰的賠償の基数を合理的に決定した。また、「請求をもととする原則」の適用、「情状が重大」の判断の面でも模範的な意義を持っている。

六、欧普公司与华升公司的商标权侵害纠纷事件

【基本的事件経緯】

欧普公司是「」 「欧普」 という登録商標の権利者である。ランプ、蛍光灯管などの商品への使用が認められた。そのうち、「」は何度も広東省の有名商標に認定され、2007年には中国の著名商標に認定された。華昇公司是自社が生産した電気スタンド、ナイトライトなどの照明製品や関連の宣伝サイトで「」 「」 「」 「」などの標識を使用し、各実スーパーやTmallなどのサイトで販売、承諾販売をした。華昇公司是、生産したランプの関連製品は質が不合格であるため、行政機関に処罰された。

欧普公司是法院に訴訟を提起して、華昇公司在権利を侵害したと認定し、懲罰的賠償を適用して経済的損失及び合理的費用 300 万元を賠償することを請求した。一審、二審法院はいずれも華昇公司是商標権侵害を構成しなかったと認定し、その訴訟請求を支持しなかった。広東省高級人民法院は再審により、「欧普公司在保護を請求した商標は顕著性が強く、既に著名の程度に達しており、華昇公司在ランプに関する製品に使用した被疑標識は欧普公司的関連商標の類似標識を構成し、混同を生じやすく、商標権侵害を構成した」と認定した。華昇公司是同じ業界の経営者として、欧普公司及び関連商標が高い知名度と美譽度があり、「欧普特」という商標はランプに関する商品の登録出願が拒絶されたことを明確に知っている上で、依然として故意に「欧普特」商標をほかの類別に登録してランプ関連商品に使用して、権利侵害製品を大量に生産、販売して、質が不合格であり、華昇公司是欧普公司的商標権を侵害した主観的悪意が明らかであり、情状が重大であるため、懲罰的賠償を適用すべきだと判断した。そのため、関連商標のライセンス使用料、権利侵害行為の継続期間に基づいて賠償の基数を 127.75 万元に決定し、且つ華昇公司的主観的悪意の程度と権利侵害行為の性質、情状、結果などの要素を総合的に考慮した上で、賠償の基数の 3 倍で賠償額を決定した。

【典型的意義】

当該案件の再審判決では、知的財産権の懲罰的賠償の適用における「請求をもととする原則」、「主観的悪意」「情状が重大」の規則境界と証明基準が明確され、精細的な計算で賠償額の「基数」と「倍数」を確定する方法とルートが提出された。重要な法律適用の指導価値がある。当該案件は「全国法院システム 2020 年度優秀案例分析選定」一等賞、「第 4 回全国知的財産権優秀裁判文書」二等賞を受賞した。